

公害等調整委員会の動き (令和5年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日・審理期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月25日	令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第5回審問期日	東京都
11月22日	令和5年(フ)第1号 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件 第1回審理期日	愛知県
12月19日	令和3年(セ)第1号 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
12月22日	令和4年(セ)第2号 さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第11号)

令和5年10月27日受付

本件は、申請人ら宅の近隣の事業所で、被申請人らが稼働させているディーゼル発動機から排出させている排ガスの悪臭や有害物質により、申請人らは、鼻血、頭痛及び不眠に悩まされるなど生活の平穏を脅かされ、居宅において通常の生活を送ることができず、多大な健康被害及び精神的苦痛を被ったほか、転居等も必要になったとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計3000万円を連帯して支払うことを求めるものです。

○ 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件

(公調委令和5年(調)第10号)

令和5年11月8日受付

福岡県久留米市の住民自治会から、佐賀県の環境施設組合を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があり、これを令和5年11月8日に受け付けました。

申請の内容は以下のとおりです。

- ・被申請人は、申請人との間で、環境保全(公害防止)協定を締結すること。

○ 尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第9号)

令和5年11月14日受付

本件は、申請人に生じた目、鼻、口、のど、呼吸器への炎症を伴う健康被害は、被申請人らが安全措置や予防措置を怠り、劇物の有害性についての説明、必要な設備や保護具を用意せずに、悪質な環境下で劇物を扱う作業を行わせたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第10号)

令和5年11月27日受付

本件は、申請人の所有する自動車及び住宅に生じた鉄粉の付着による被害及びそれに伴う錆の被害は、被申請人が操業している工場から鉄粉を発生拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第11号)

令和5年12月1日受付

本件は、申請人に生じた睡眠障害等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第12号)

令和5年12月4日受付

本件は、申請人に生じた吐き気、喉・肺の痛み、咳の症状等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店から排出・拡散される悪臭及び排気に含まれ

公害等調整委員会の動き

る有害物質によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第12号)

令和5年12月11日受付

本件は、被申請人が運営する病院において発生させている、業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備及び車やストレッチャー等による騒音により、申請人は、気分がいらいらし、減入るなど精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金10万円の支払いを求めるものです。

○ 宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第2号事件)

令和5年12月11日受付

宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件は、宮城県亶理町の住民1人が、亶理町を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、申請人が偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているとして、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和5年(調)第3号事件)、令和5年3月27日、調停が成立した事件です。

令和5年12月11日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

○ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第3号事件)

令和5年12月13日受付

東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があったものです。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

(i)露天風呂からの人の声等、(ii)露天風呂のテレビや滝の音、(iii)北側室外機の音、(iv)入浴施設のBGMや店内放送、(v)排水・排気の音、(vi)車のアイドリング音、(vii)夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることが出来ない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議しましたが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年10月18日に受け付け、令和5年1月19日、調停が成立した事件です。

令和5年12月13日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

終結事件の概要

○ 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第17号事件)

① 事件の概要

令和3年11月26日、北海道札幌市の住民2人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい、不眠は、被申請人ら宅の室外機及びエコキュートから発生する振動と低周波音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年10月18日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第3号事件・令和2年(セ)第7号事件・令和5年(調)第6号)

① 事件の概要

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の宗教法人及び当該宗教法人の近隣住民12人から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社、稲敷市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。土木関係会社が、申請人である宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋め立てたため、土壌分析を行ったところ、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、土壌の強アルカリ性により、樹木が枯死するなどし、また、当該宗教法人の近隣住民である申請人らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれがあるとして、埋立てを実施した土木関係会社、現場指揮者2人、砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計2600万円等を連帯して支払うことを求めたものです。

なお、令和2年7月28日、申請人ら3人から申請を取り下げる旨、また、令和3年11月11日、申請人ら2人から申請を取り下げる旨の申出がありました。

令和2年9月7日、同市の宗教法人の近隣住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり(公調委令和2年(セ)第7号事件)、

公害等調整委員会の動き

裁定委員会は、同年10月28日これを許可しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが埋め立てた強アルカリ性の土壌と申請人らが所有する樹木の枯死や井戸水汚染などの財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、2回の審問期日（現地期日を含む）を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年4月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第6号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、3回の調停期日を開催しましたが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、同年6月29日、調停を打ち切り、同年10月31日、本件申請を一部認容、一部棄却との裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和2年（セ）第8号事件・令和2年（ゲ）第3号事件）

① 事件の概要

令和2年9月23日、静岡県浜松市の住民4人から、写真スタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人らが、被申請人が経営する

写真スタジオから発生する騒音により、精神的苦痛を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計3000万円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられているのは、被申請人が経営する写真スタジオから発生する騒音により、平穩に生活する権利を侵害されていることによるものである、との裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和2年10月20日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する写真スタジオからの騒音と申請人らに生じた心身症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年11月10日、本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和4年（セ）第1号事件・令和5年（調）第9号事件・令和5年（調）第11号事件）

① 事件の概要

令和4年2月22日、神奈川県大磯町の住民1人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅上階からの人が飛び跳ね着地した際に発生するような音や、床に物を落としたような音、何かで床を継続的に叩くような音、物を引き擦るような音、戸や引き出しを乱暴に閉めた時の音、金属が床を転げるような音と、それに伴う振動により、申請人の生活の平穏が害され、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金 269 万 1298 円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人宅上階からの音及びそれに伴う振動と申請人に生じた睡眠障害、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 5 年 9 月 19 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 5 年（調）第 9 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会は調停案を提示し、同年 9 月 22 日、同法第 34 条 1 項の規定に基づき 30 日以上期間を定めて両当事者に対し受諾を勧告したところ、同年 10 月 30 日に被申請人から調停案を受諾しない旨の申出があり、同法第 36 条第 2 項の規定により、同日、調停は打ち切れものとみなされ、同年 11 月 6 日、両当事者に対し、調停の打ち切りを通知しました。

その後、裁定委員会は、同年 11 月 20 日、公害紛争の処理手続等に関する規則 52 条第 2 項の規定により審問の再開を決定し、同法第 42 条の 24

第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 5 年（調）第 11 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 11 月 27 日の第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 神戸市における再生砕石埋立てによる土壤汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

（公調委令和 3 年（ゲ）第 8 号事件）

① 事件の概要

令和 3 年 8 月 3 日、兵庫県神戸市の酪農組合の組合員 1 人から、建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が神戸牛の飼育等を行っている土地（申請人が所属する酪農組合の所有地）に発生した土壤汚染及び水質汚濁は、被申請人が埋め立てた再生砕石によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が埋め立てた再生砕石と、申請人が所属する組合の所有する土地に発生した土壤汚染及び水質汚濁との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めましたが、令和 5 年 12 月 1 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結 事件の概要

終結事件の概要

- 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件
(公調委令和5年(フ)第1号)

① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から岐阜県知事(以下「処分庁」という。)が行った岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更の不認可処分の取消しを求める裁定の申請を令和5年9月11日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

砂利採取業を営む申請人が、処分庁に対し、砂利採取法20条1項に基づき、既に期間を1年6か月として同法16条に基づく認可を受けていた砂利採取計画の期間を6か月延長する旨の変更認可申請をしたところ、処分庁は、岐阜県砂利採取計画認可基準の第2第2の「確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合」に該当しないことを理由に不認可処分をしたことから、申請人は、同処分は違法であるとして、令和5年9月11日付けで、同処分の取消を求めて裁定を申請しました。

② 事件の処理経過

裁定委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審理期日を開催するなど、審理手続を進め、令和5年12月5日付けで、処分庁が申請人に対して令和5年6月13日付けでした砂利採取計画変更不認可処分を取り消すとの裁定を行い、本事件は終結しました。